

秋田県医師確保計画の見直しについて

秋田県健康福祉部医務薬事課
医療人材対策室

医師確保計画（第8次後期）の見直しについて

計画策定の趣旨

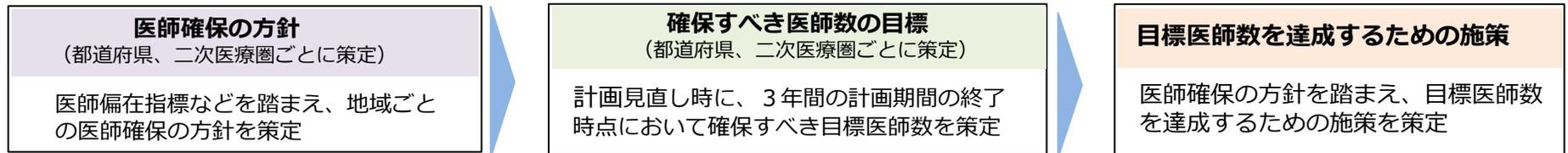
- 厚生労働省が定める方法により算定した医師偏在指標に基づき、三次医療圏間及び二次医療圏間の偏在是正に向けた医師確保対策等を計画として定める。

位置づけ・見直し

- 医師確保計画は、医療法（第30条の4 第2項第11号）の規定より、医療計画の一部に位置づけられる。
- 医療法（第30条の6 第1項）の規定に基づき、令和8年度に、令和9～11年度までを期間とする医師確保計画の見直しを行う。以降3年ごとに見直しを行い、令和18年度（2036）までに医師偏在是正を達成することを長期目標とする。

見直しの進め方

- 今後（R8.4月頃）厚生労働省から「新たな医師偏在指標」と「医師確保計画策定のガイドライン」が公表される。
- 県は、ガイドライン等を踏まえ「医師確保の方針、確保すべき医師数の目標、目標医師数を達成するための施策」等について、医療法の規定により、地域医療対策協議会において協議（第30条の23 第2項第7号）し、医療審議会において変更内容について意見を伺う（第30条の4 第17項）。



スケジュール（案）

R8.3	4月	5～7月	8～9月	10月	11月	12月	R9.1	2月	3月	
令和7年度 第2回医療 審議会 (報告)	新たな医師偏在指標、 医師確保計画策定ガイドラインの発出	概要作成	地域医療対策協議会・医師配置調整部会における協議							
地域医療 対策協議 会(報告)	国からの目標医師数 等のデータ発出						パブリック コメント		令和8年度 医療審議会	

医師確保計画策定ガイドラインについて

論点

- 医師偏在是正プランについては、医師確保計画に位置づけるものの、重点医師偏在対策支援区域という新たな概念における支援策であることから、「5. 医師確保計画」の中に新たな項目として位置づけることとする。

第8次後期ガイドライン 構成	
1. 序文 確保計画の全体像、スケジュール、留意事項等	<p>①計画策定に向けた体制整備等 地域医療対策協議会及び都道府県医療審議会において議論を行って計画を作成する。また、国からは、医師数・人口・医師偏在指標・目標医師数などに関する情報を提供する。</p> <p>②医師偏在の状況把握、目標医師数の設定 医師偏在指標に基づき医師少数区域・多数区域を設定するとともに、各区域における短期・長期の医師確保の考え方を記載するとともに、医師少数区域においては、目標医師数を設定する。</p> <p>③目標医師数を達成するための施策 各施策について、2036年度に医師偏在が是正が達成されることを目標に、短期的に効果が得られるものと長期的に効果が得られるものを整理し、それぞれの施策について具体的な目標を掲げる。</p> <p>④医師偏在是正プランの策定 重点医師偏在対策支援区域の考え方、支援対象医療機関の考え方、区域における必要な医師数、区域における医師偏在対策を推進するための施策を記載。</p> <p>⑤計画の効果測定・評価 次期医師確保計画に向けて、医師偏在是正プランを含め計画に記載している施策や目標について、適切なPDCAサイクルを実施する。</p>
2. 体制等の整備 都道府県における議論の場 厚生労働省により提供する情報（データ）	
3. 医師偏在指標	
4. 医師少数区域・多数区域の設定	
5. 医師確保計画	
5-1. 計画に基づく対策の必要性	
5-2. 医師確保の方針	
5-3. 目標医師数	
5-4. 目標医師数を達成するための施策	
5-4-1. 施策の考え方	
5-4-2. 医師の派遣調整	
5-4-3. キャリア形成プログラム	
5-4-4. 働き方改革/勤務環境/子育て医師等支援	
5-4-5. 地域医療介護総合確保基金の活用	
5-4-6. その他の施策	
5-5. 医師偏在是正プランの策定	
5-5-1. 重点医師偏在対策支援区域の考え方	
5-5-2. 支援対象医療機関の考え方	
5-5-3. 区域における必要な医師数	
5-5-4. 区域における医師偏在対策を推進するための施策	
6. 地域枠・地元出身者枠の設定・取組等	
7. 産科・小児科における医師確保計画	
8. 医師確保計画の効果の測定・評価	

①計画策定に向けた体制整備等
地域医療対策協議会及び都道府県医療審議会において議論を行って計画を作成する。また、国からは、医師数・人口・医師偏在指標・目標医師数などに関する情報を提供する。

②医師偏在の状況把握、目標医師数の設定
医師偏在指標に基づき医師少数区域・多数区域を設定するとともに、各区域における短期・長期の医師確保の考え方を記載するとともに、医師少数区域においては、目標医師数を設定する。

③目標医師数を達成するための施策
各施策について、2036年度に医師偏在が是正が達成されることを目標に、短期的に効果が得られるものと長期的に効果が得られるものを整理し、それぞれの施策について具体的な目標を掲げる。

④医師偏在是正プランの策定
重点医師偏在対策支援区域の考え方、支援対象医療機関の考え方、区域における必要な医師数、区域における医師偏在対策を推進するための施策を記載。

⑤計画の効果測定・評価
次期医師確保計画に向けて、**医師偏在是正プラン**を含め計画に記載している施策や目標について、適切なPDCAサイクルを実施する。